

保育等の子育て支援サービスに関する課題・背景と解決の方向性

(注) 青…予算に関連 緑…制度改正 赤…通達等で対応

課題	背景	解決の方向性	
<p>(保育サービス等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 希望しても認可保育所に入れない ○ きょうだいがある保育所になったり、延長保育がどちらかにしか認められない場合がある。 ○ 年度途中の入所が難しく、育児休業を切り上げざるをえない。 ○ 保育所の入所の可否が分かる時期が遅い。 ○ サービス内容が、働く親のニーズに合っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育サービスの量が不十分であるため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可保育所を利用できない、また、希望した保育所に入所できない ・ 年度当初に定員が埋まってしまう ・ 利用者の公平性を重視すると入所の可否決定が遅くなる ○ 働き方が多様化している中で、保育所の入所要件や開所時間が実態に合っていない面がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村における好事例(※)を収集・整理し、各自治体に周知することにより運用の改善を促すことを検討。 ※ 事項の候補 <ul style="list-style-type: none"> ・ きょうだいの取扱い、入所決定手続(予約制等) ・ 行事の開催、学校や放課後児童クラブとの関係に配慮した立地 ○ 国・地方を通じた必要な財源を確保し、サービスの質・量の抜本的拡充を図る。 ○ 育児休業と保育の切れ目ない支援を行うため、家庭的保育など保育サービスの提供方法の多様化を図る。 ○ 新たな次世代育成支援の制度体系の構築の検討のなかで、サービス提供の仕組みについて検討。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが病気になる時に預ける場所がない。 ○ 子どもが病気のときに、休みを取りにくい。 ○ 保育所で子どもが病気になる時も、すぐに迎えに行けない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病児・病後児保育サービスが不足している。 ○ 看護休暇を取ることが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国・地方を通じた必要な財源を確保し、サービスの質・量の抜本的拡充を図る。 ○ 体調不良児への対応等の充実を図るため、看護師等の専門的職員の確保、実績も評価した補助に努める。 ○ ファミリーサポートセンターと緊急サポートネットワーク事業の機能を見直し緊急サポート機能を拡充。 ○ 使いやすい看護休暇制度の検討。 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園制度が普及していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園について、認定等に係る事務処理や会計処理が複雑であるとの指摘がある。 ○ 補助金申請等の一本化や、既存の財政支援のあり方についての指摘。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在実施している実態調査(6月とりまとめ)を踏まえた改善策を夏頃を目途にとりまとめる。 ○ 局長クラスの検討会議を発足済み。 ○ 認定こども園制度のあり方について、総合的な検討を行う。 	
<p>(放課後児童クラブ・放課後こども教室)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用を希望しても利用できない場合がある。 ○ 保護者の就労をカバーできるだけの開所時間の確保など、多様なニーズに対応できるサービスの提供ができていない。 ○ 1クラブ当たりの利用児童数が増加することにより、特に大規模クラブにおいて一人一人の子どもに目が行き届かない場合もある。 ○ 両事業の連携が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービスの量が不十分であるため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 希望しても利用できない場合がある ・ 多様なニーズに対応したサービス提供が難しい ○ クラブにおいては支援の必要性の高い小学校低学年の児童を優先せざるを得ない ○ 多くの児童を利用させるため、クラブが大規模化する ○ といった問題が起こっている。 ○ また、学校の余裕教室等の利用について、学校側の理解が得にくい場合があることなどから、両事業の連携が進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様なニーズに対応できるよう、各市町村における好事例(※)を把握し、各自治体に周知することにより、運用の改善を促すことを検討。 ※ 事項の候補 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の余裕教室の活用・開所時間の延長 ・ 小学校4年生以降の受入・長期休暇の対応 ・ 放課後児童クラブと放課後こども教室との連携 ○ 国・地方を通じた必要な財源を確保し、サービスの質・量の抜本的拡充を図る。 ○ 大規模クラブの規模の適正化を図る。
<p>(地域における子育て支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て世帯が地域から孤立化している。 ○ 各種子育て支援サービスが住民に周知されていない。 ○ サービスの担い手としてのNPOの育成が進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て中の親が気軽に相談等ができるサービスの拠点が地域に不足している。 ○ 子育て支援サービスの情報提供が不十分。 ○ NPO等と行政の意識の差、人材育成や財源確保等に課題があり、両者の協働が進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域子育て支援拠点事業に関して、担い手を増やす上で重要となる好事例の紹介や事業実施に向けた解説を内容とする啓発用パンフレットを作成予定。 ○ 次世代育成支援のための市町村及び都道府県後期行動計画(平成22年度～5年間)の策定にあたり、多様な主体の参画・協働による地域の子育て支援の推進について、策定指針(本年夏目途に策定予定)に盛り込む方向で検討中。 ○ 国・地方を通じた必要な財源を確保し、サービスの質・量の抜本的拡充を図る 	

2. 地域における施策目標の検討

(1) 統計データに基づく社会環境の変化の把握

参考として以下に主な分析項目として考えられる事項を示す。基本的には、前期計画で行った分析との比較を行う。分析の項目や視点等は、それぞれの地域の実情に応じて追加・取捨選択されたい（前期行動計画手引き参照）。

分析項目	主な資料	分析の視点・留意点
ア 少子化の動向		都道府県内の他市町村との比較も含めて、当該自治体の特性の把握に努める。
●人口の推移 ・総人口 ・児童人口、年齢3区分別人口	国勢調査 住民基本台帳	
●出生の動向 ・出生数 ・合計特殊出生率	人口動態統計	※前期分析時点からの変化について留意する点 ・親世代の人口の変化、流出入 ・出生数と合計特殊出生率の関係
●婚姻の動向 ・婚姻・離婚率 ・平均初婚年齢	人口動態統計	・晩婚・晩産化傾向の変化
●晩産化、少産化の動向 ・母親の年齢階級別出生率 ・世帯あたり子ども数	人口動態統計 国勢調査	
●人口・児童数の将来予測	人口推計結果	
イ 家族や地域の状況		少子化の背景、子育て支援ニーズの背景として、家族や地域の状況を分析する。他市町村との比較も含めて、当該自治体の特徴の把握に努める。
●世帯の動向 ・世帯数 ・平均世帯人員、世帯構成 ・18歳未満の児童のいる世帯数	国勢調査 住民基本台帳	
●就労状況 ・男女別就業率 ・女性の年齢別就業率 ・就業形態、就業時間等	国勢調査 就業構造基本調査 ニーズ調査	※前期分析時点からの変化について留意する点 ・三世帯同居率の変化 ・女性の就業率・就業形態
●産業・雇用の状況 ・産業別就業者数	事業所・企業 統計調査	・男性の就業時間 ・就業者数の産業別構成比

<ul style="list-style-type: none"> ・主要産業、主要な就労の場 		<ul style="list-style-type: none"> ・非正規労働者比率
<ul style="list-style-type: none"> ●地域の特性 <ul style="list-style-type: none"> ・地勢(サービス等利用への影響) ・社会的移動の見込み ・昼夜間人口比率 ・地域活動組織の状況 	人口動態統計 住民基本台帳 行政資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動組織率の変化
ウ 子どもの状況と子育ての実態		どのような支援策が必要となるかを検討するための基礎資料とする。
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの心身の発育・発達の状況 	行政資料 ニーズ調査	
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの年齢別・主要時間帯別の居場所 	ニーズ調査	※前期分析時点からの変化について留意する点
<ul style="list-style-type: none"> ●子育ての実態 <ul style="list-style-type: none"> ・主な保護者の状況(男性の家事・育児時間等) ・子育てに関する相談相手等 ・育児休業の取得率、その他就労支援制度の活用状況 	ニーズ調査 行政資料	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の子育て参加状況 ・子育てに関する相談相手のいない人の割合 ・就労支援制度の活用状況 ・子育ての不安・負担感の変化 ・子ども・子育てをめぐる問題の変化
<ul style="list-style-type: none"> ●子育てに関する保護者の意識 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て不安、子育ての負担感 ・子育て支援に関する要望等 	ニーズ調査	
<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育てをめぐる問題の動向 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待認知件数 ・いじめ、不登校、少年非行等の状況 ・子どもの犯罪・事故等の被害件数 	行政資料	

(2)人口推計

前期「地域行動計画策定の手引き」の「Ⅱ 人口推計」を参照のこと。

(3)前期行動計画の評価の実施

後期行動計画の評価方法参照の上、データの取得可能性を踏まえて、可能な範囲で前期行動計画の評価を実施する。

※ 詳細は、後期行動計画の評価方法を参照のこと。

Ⅱ. 地域におけるニーズ把握

地域におけるサービスニーズの把握を行う。ニーズの把握は、原則、市町村レベルで行うことが望ましい。市町村レベルで、実施が困難である場合は、都道府県あるいは広域圏で、市町村別集計が可能な客体数を確保した上で実施することも考えられる。

<ポイント>

1. ニーズ把握の共通の枠組み

- 調査手法：主にアンケート調査により、子育て家庭のニーズを把握する。
- 調査内容：家族類型（父母の働き方、祖父母・地域との関わり等）、サービス利用状況、サービス利用希望、子育てに関する意識 等

2. 地域ごとの独自把握内容の検討

- 手引きに示した共通のモデル項目案以外に、地域で独自の調査を実施する場合には、共通項目の調査票に独自項目を加えて、同時に調査を実施してもかまわない。また、市町村にかわって、都道府県や広域圏で共通項目に基づく調査を実施する場合に、市町村単位で別途、独自項目のみの調査を実施してもかまわない。

3. ニーズ把握実施上の留意点

- 顕在化しているニーズだけではなく、女性の就業率の高まりに応じて必要となる潜在的なニーズの把握が必要である。
- ニーズ調査設計の段階から、地域の子育て当事者、子育て支援関係者等の参画、意見聴取等を求め、計画策定の家庭を通じた「参画・協働」を実施することが重要である。
- アンケート調査による基本的な把握に加え、グループインタビュー等地域住民の具体的な意見を把握することも考えられる。
- ニーズ把握調査の過程を通じて、行動計画の理念・目的、事業内容等を住民に周知することも重要である。

<具体的な内容>

1. ニーズ把握の共通の枠組み

(1) 調査対象と調査種類

子育て家庭の生活実態やサービスニーズは子どもの年齢により異なることから、ニーズ調査は大きくは就学前児童（4月1日現在、0歳～5歳）と就学児童（小学1年生～6年生）に区分して行うことが望ましい。

また、就学前児童のサービスニーズについては、0歳児、1～2歳児及び3～5歳児の区分で調査結果が把握できるようにすることが望ましい。

さらに、就学児童については、本来的には全学年を対象とすることが望ましいが、放課後児童健全育成事業のニーズを把握するという観点においては、最低限、低学年児童は対象とするべきである。

なお、中学生及び高校生や、特別なニーズを有する層（例えばひとり親家庭など）についても、簡便なアンケート調査やヒアリング等によって、別途サービスニーズを把握することが望ましい。

(2) 調査対象の抽出

調査対象者の抽出方法としては、当該市町村の人口規模等を勘案して調査対象数を設定して住民基本台帳等を用いて無作為に抽出する抽出調査と、調査対象者全員を対象とする悉皆調査がある。

抽出調査の際には、年齢別・地域別の分析が可能となる規模の調査対象数の設定と、子どもの年齢及び地区で層化した抽出が必要である。サービス需要は子どもの年齢はもちろんのこと、同一市町村の中でも地域によって偏りがあり得るため、地域ごとの集計及び需要算出が必要となるからである。特に人口規模が大きい政令指定都市及び中核市等については、調査対象の抽出、集計及び推計ニーズ量の算出を行政区ごとに行うなどの工夫を要する。なお、調査回答者（子どもの保護者）の負担を軽減する趣旨から、同一世帯に複数の調査票を配布しないように調査対象者の抽出を行うことが必要である。

また、人口規模が小さく児童数が少ない市町村（就学前児童数が概ね1,500人未満）においては、各年齢別の有効回答数が100に満たないことが予測される。したがって、結果の妥当性を確保する趣旨から、悉皆調査もしくは近隣の市町村との共同調査を行うことも検討する必要がある。

(3) 調査票の配付・回収方法

調査票の配付・回収方法としては以下のようなものが考えられる。

- (1) 郵送配付、郵送回収（郵送調査）
- (2) 調査員配付、後日調査員回収（留置調査）
- (3) 調査員面接調査（福祉施設等職員、民生・児童委員等）

調査の実施に当たっては、回答者に調査趣旨及び調査主体が明確に伝わるように、首長名や担当部課長名などで挨拶文を付することが必要である。

また、郵送調査の場合は、一定の回収率を確保するために督促状兼礼状等を送付することが望ましい。一方、留置調査、調査員面接調査の場合は、調査項目の設定及び調査員の選定に注意を払う必要がある。

いずれの方法をとる場合においても、個人情報の保護に十分に配慮することが必要である。

(4) 調査の回答について

調査票の回答は抽出された児童の保護者に依頼する。調査の回答に当たっては、原則として抽出された児童について回答を求める。

なお回答に当たっては、個人を特定する必要はないので、原則無記名とする。

(5) 調査項目

家族構成・親の就労状況・身内や地域でのインフォーマルな支援等、個々の家族状況と、サービスの利用実態を中心に把握する。さらに、「潜在的なサービスニーズ」を把握するために、サービスの利用希望や就労等に関する希望も把握する。モデル調査票の様式に依る必要はないが、目標事業量の数値は国から提供を依頼されることを念頭に置いて調査項目の設計をする必要がある。

(6) モデル調査項目例(モデル調査票別添)

1. 基本属性	(1)	子どもの人数
	(2)	末子の年齢
2. 家族類型作成のための項目	(3)	調査対象となる子の年齢
	(4)	父親の就労状況 :就労の有無、就労形態、就労時間または帰宅時間
	(5)	母親の就労状況 :就労の有無、就労形態、就労時間または帰宅時間
	(6)	祖父母の同居・近居状況
	(7)	日頃、子どもを預かってもらえる人の有無(祖父母、友人・知人等)
3. サービス利用率算出のための項目	(8)	対象となる子の現在の各サービス利用の有無(個別サービスの利用状況)
	(9)	対象となる子についての育児休業の取得状況(父親・母親)
4. サービス利用者の利用量算出のための項目	(10)	① 保育サービスの利用時間・利用頻度 ② 育児休業取得期間、復帰時の子どもの月齢、育児休業明けの保育サービスの利用状況
	(11)	①保育以外のサービスの利用頻度 ②保育以外のサービスの利用目的等
5. サービス未利用者の利用希	(12)	(未利用者の)サービスを利用していない理由

望率算出のための項目	(13)	(未利用者の)サービスの利用希望
	(14)	現在、利用していないが保育サービスを希望する理由
6. 家族類型の変更希望に関する項目	(15)	(母親が働いていない場合)就労希望の有無(すぐ or 将来的に)
	(16)	(母親が働いていないが就労希望がある場合)現在働いていない理由
	(17)	祖父母や知人・友人の支援を得ていることに関する意識
7. (サービス利用者の)希望サービス量算出のための項目	(18)	① 保育の希望利用時間・利用頻度 ② 希望する育児休業取得期間、復帰時の子どもの月齢、育児休業明けの保育サービスの利用希望、復帰児に希望するサービスを利用できなかった人の対応方法
8. アウトカム評価のための項目	(19)	① 子育ての不安感、負担感 ② 保育サービスの利便性 ③ 子育てが地域の人に支えられていると感じる割合 ④ 仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる割合 等

Ⅲ. 定量的な目標設定

<ポイント>

1. 国における定量的目標

○仕事と生活の調和推進のための指針、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、健やか親子21、新待機児童ゼロ作戦など

2. 全国共通で設定が期待される事業項目と目標水準

○前期行動計画では、共通事業項目について、供給の現状を踏まえた「事業目標」のみの国への提供を求めたが、後期は、これに加え、「潜在的なニーズ量」を把握し、国への提供を求める。

○前期行動計画策定の際に求めた特定14事業を中心に、引き続き、全国共通で目標設定が期待される事業について、国への提供を求める。

○「職業生活と家庭生活との両立の推進」に関する施策については、当該分野における取組が自治体によって異なるため、個別事業単位で共通の目標を設定することは難しいと考えられることから、自治体単位で、少なくとも1つ以上の施策レベル単位の目標を設定することが望ましい。

○「社会的な養護体制の充実」については、都道府県において、策定指針に基づき必要な事業目標を設定することが望ましい。

○事業の目標年は、「潜在的なニーズ量」については、新待機児童ゼロ作戦（以下「新ゼロ作戦」）との整合性を図るため、新ゼロ作戦の最終年である2017年の目標とし、足下の事業目標については、後期行動計画の最終年（2014年）とするが、通常保育と放課後児童健全育成事業については、新ゼロ作戦の集中重点3カ年の最終年である2010年も示すこと。地域子育て支援拠点事業については、2014年とする。

3. 地域独自の目標設定の検討

○全国共通で目標設定する事業とは別に、地域の実状に応じて、独自目標を設定することが望ましい。

○地域の独自目標設定においても、可能な限り、潜在的なニーズ量の把握に努めることが望ましい。

4. 供給体制を踏まえた事業目標の設定

○潜在ニーズを踏まえた上で、地域におけるサービス供給の実現可能性を踏まえた上で、後期行動計画期間中における各年次の整備目標量を設定する。

<具体的な内容>

(1)国における定量的目標

近年、国において定量的な目標値が設定されているものを参考までに示す。

○仕事と生活の調和推進のための行動指針

<http://www8.cao.go.jp/wlb/government/pdf/indicator.pdf>

	数値目標設定指標	現状	目標値	
			5年後(2012年)	10年後(2017年)
I 就労による経済的自立が可能な社会	① 就業率 (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	25～34歳 男性 90.3%	93～94%	93～94%
		25～44歳 女性 64.9%	67～70%	69～72%
		60～64歳 男女計 52.6%	56～57%	60～61%
		65～69歳 男女計 34.6%	37%	38～39%
II 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会	② 時間当たり労働生産性の伸び率 (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	1.6% (1996年～2005年度の10年間平均)	2.4%(5割増) (2011年度)	-
	③ フリーターの数	187万人 (平成15年にピークの217万人)	ピーク時の3/4に減少 (162.8万人以下)	ピーク時の2/3に減少 (144.7万人以下)
	④ 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	41.5%	60%	全ての企業で実施
III 多様な働き方・生き方が選択できる社会	⑤ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8%	2割減	半減
	⑥ 年次有給休暇取得率	46.6%	60%	完全取得
	⑦ メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合	23.5%	50%	80%
III 多様な働き方・生き方が選択できる社会	⑧ テレワーカー比率	10.4%	20%(2010年まで)	-
	⑨ 短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	(参考)8.6%以下	10%	25%
	⑩ 自己啓発を行っている労働者の割合	46.2%(正社員) 23.4%(非正社員)	60%(正社員) 40%(非正社員)	70%(正社員) 50%(非正社員)
	⑪ 第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	45%	55%
	⑫ 保育等の子育てサービスを提供している割合	保育サービス(3歳未満児) 20.3%	29%	38%
		放課後児童クラブ(小学1年～3年) 19.0%	40%	60%
	⑬ 男女の育児休業取得率	女性:72.3% 男性:0.50%	女性:80% 男性:5%	女性:80% 男性:10%
⑭ 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間	1日当たり 60分	1時間45分	2時間30分	

○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/pdf/st1.pdf>

・「仕事と生活の調査の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計」のベースとなっている数値。

第一子出産前後の継続就業率の上昇(現在38%→55%)に対応した育児休業取得の増加

0～3歳児の母の就業率の上昇(現在31%→56%)に対応した保育サービスの充実

(3歳未満児のカバー率 20%→38%)、年間5日の病児・病後児保育利用
スウェーデン並みの女性の就業率 (80%)、保育 (3歳未満児) のカバー率 (44%) が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計。
放課後児童クラブの利用率の上昇 (現在小1～3年生の 19.0%→60%)
未就学児について月 20 時間 (保育所利用家庭には月 10 時間) の一時預かり利用に 対して助成
望ましい受診回数 (14 回) を確保するための妊婦健診の支援の充実
全市町村で生後 4 ヶ月までの全戸訪問が実施
全小学校区に面的に地域子育て支援拠点の整備
全小学校区における放課後子ども教室の実施 (「放課後子どもプラン」)

○健やか親子 21

http://www1.mhlw.go.jp/topics/sukoyaka/tp1117-1_c_18.html

1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進		
指 標	現状 (ベースライン)	2010 年の目標
【保健水準の指標】		
1-1 十代の自殺率	*1('99) (人口 10 万人対) 5～9 才 0 10～14 才 1.1 15～19 才 7.1	減少傾向へ
1-2 十代の人工妊娠中絶実施率	*2('99) 10.6 (人口千対)	減少傾向へ
1-3 十代の性感染症罹患率	*3('01) 調査	減少傾向へ
1-4 15歳の女性の思春期やせ症 (神経 性食欲不振症) の発生頻度	*3('01) 調査	減少傾向へ
【住民自らの行動の指標】		
1-5 薬物乱用の有害性について正確に 知っている小・中・高校生の割合	*3('01) 調査 小学 6 年 % 中学 3 年 % 高校 3 年 %	100%
1-6 十代の喫煙率	*4('96) 中学 1 年男子 7.5%	なくす

	女子 3.8% 高校3年男子 36.9% 女子 15.6%	
1-7 十代の飲酒率	*5('96) 中学3年男子 25.4% 女子 17.2% 高校3年男子 51.5% 女子 35.9%	なくす
1-8 避妊法を正確に知っている 18歳の割合	*3('01) 調査	100%
1-9 性感染症を正確に知っている 高校生の割合	*3('01) 調査	100%
【行政・関係機関等の取組の指標】		
1-10 学校保健委員会を開催している 学校の割合	*3('01) 調査	100%
1-11 外部機関と連携した薬物乱用防止教 育等を実施している中学校・高校の 割合	*3('01) 調査	100%
1-12 スクール・カウンセラーを配置して いる中学校（一定の規模以上）の割 合	*3('01) 調査	100%
1-13 思春期外来（精神保健福祉センター の窓口を含む）の数	*3('01) 調査	増加傾向へ

- *1 人口動態統計 *2 母体保護統計 *3 厚生科学研究（子ども家庭総合研究等）
*4 健康日本21各論「4たばこ」 *5 健康日本21各論「5アルコール」
*6 保健所運営報告 *7 新エンゼルプラン *8 児童の虐待防止等に関する法律

2 妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保と不妊への支援		
指 標	現 状（ベースライン）	2010年の目標
【保健水準の指標】		
2-1 妊産婦死亡率	*1('99) 6.1(出生10万人対)	半減
2-2 妊娠・出産について満足している 者の割合	('00) 幼児健康度調査	100%

2-3 産後うつ病の発生率	*3('01) 調査	減少傾向へ
【住民自らの行動の指標】		
2-4 妊娠11週以下での妊娠の届出率	*6('96) 62.6%	100%
2-5 母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合	*3('01) 調査	100%
【行政・関係機関等の取組の指標】		
2-6 周産期医療ネットワークの整備	*7('99) 10 都府県	('05) 全都道府県
2-7 正常分娩緊急時対応のためのガイドライン（仮称）の作成	—	作成する
2-8 妊産婦人口に対する産婦人科医・助産婦の割合	*3('01) 調査 産婦人科医 助産婦	増加傾向へ
2-9 不妊専門相談センターの整備	*7('99) 24 カ所	('05) 全都道府県
2-10 不妊治療を受ける際に、患者が専門家によるカウンセリングが受けられる割合	*3('01) 調査	100%
2-11 不妊治療における生殖補助医療技術の適応に関するガイドライン（仮称）の作成	—	作成する

3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備		
指標	現状（ベースライン）	2010年の目標
【保健水準の指標】		
3-1 周産期死亡率	*1('99) 6.0(出産千対) *1('99) 4.0(出生千対)	世界最高を維持
3-2 全出生数中の極低出生体重児の割合 全出生数中の低出生体重児の割合	*1('99) 0.7% *1('99) 8.4%	減少傾向へ
3-3 新生児死亡率 乳児（1才未満）死亡率	*1('99) 1.8(出生千対) *1('99) 3.4(出生千対)	世界最高を維持

3-4 乳児のSIDS死亡率	*1('99)31.0(人口10万対)	半減
3-5 幼児(1~4歳)死亡率	*1('99)33.0(人口10万対)	半減
3-6 不慮の事故死亡率	*1('99)(人口10万対) 0才 18.3 1才~4才 7.4 5才~9才 4.6 10才~14才 3.2 15才~19才 15.2	半減
【住民自らの行動の指標】		
3-7 妊娠中の喫煙率 育児期間中の両親の自宅での喫煙率	('00)乳幼児身体発育調査 *3('01)調査	なくす
3-8 妊娠中の飲酒率	('00)乳幼児身体発育調査	なくす
3-9 かかりつけの小児科医を持つ親の割合	*3('01)調査	100%
3-10 休日・夜間の小児救急医療機関を知っている親の割合	*3('01)調査	100%
3-11 事故防止対策を実施している家庭の割合	*3('01)調査	100%
3-12 乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合	*3('01)調査	100%
3-13 心肺蘇生法を知っている親の割合	*3('01)調査	100%
3-14 乳児期にうつぶせ寝をさせている親の割合	*3('01)調査	なくす
3-15 1歳までにBCG接種を終了している者の割合	('00)幼児健康度調査	95%
3-16 1歳6か月までに三種混合・麻疹の予防接種を終了している者の割合	('00)幼児健康度調査	95%
【行政・関係機関等の取組の指標】		
3-17 初期、二次、三次の小児救急医療体制が整備されている都道府県の割合	*3('01)調査	100%

3-18 事故防止対策を実施している市町村の割合	*3('01)調査	100%
3-19 小児人口に対する小児科医・新生児科医師・児童精神科医師の割合	*3('01)調査 小児科医 新生児科医 児童精神科医	増加傾向へ
3-20 院内学級・遊戯室を持つ小児病棟の割合	*3('01)調査	100%
3-21 慢性疾患児等の在宅医療の支援体制が整備されている市町村の割合	*3('01)調査	100%

4 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減		
指標	現状（ベースライン）	2010年の目標
【保健水準の指標】		
4-1 虐待による死亡数	*3('01)調査	減少傾向へ
4-2 法に基づき児童相談所等に報告があった被虐待児数	*8('01)報告	増加を経て減少へ
4-3 子育てに自信が持てない母親の割合	('00)幼児健康度調査	減少傾向へ
4-4 子どもを虐待していると思う親の割合	('00)幼児健康度調査	減少傾向へ
4-5 ゆったりとした気分で子どもと過ごす時間がある母親の割合	('00)幼児健康度調査	増加傾向へ
【住民自らの行動の指標】		
4-6 育児について相談相手のいる母親の割合	('00)幼児健康度調査	増加傾向へ
4-7 育児に参加する父親の割合	('00)幼児健康度調査	増加傾向へ
4-8 子どもと一緒に遊ぶ父親の割合	('00)幼児健康度調査	増加傾向へ
4-9 出産後1か月時の母乳育児の割合	('00)乳幼児身体発育調査	増加傾向へ
【行政・関係機関等の取組の指標】		

4-10 周産期医療施設から退院したハイリスク児へのフォロー体制が確立している二次医療圏の割合	*3('01)調査	100%
4-11 乳幼児の健康診査に満足している者の割合	*3('01)調査	増加傾向へ
4-12 育児支援に重点をおいた乳幼児健康診査を行っている自治体の割合	*3('01)調査	100%
4-13 常勤の児童精神科医がいる児童相談所の割合	*3('01)調査	100%
4-14 情緒障害児短期治療施設数	17 施設	全都道府県
4-15 育児不安・虐待親のグループの活動の支援を実施している保健所の割合	*3('01)調査	100%
4-16 親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合	*3('01)調査	100%

○ 新待機児童ゼロ作戦+5つの安心プラン

<10年後の目標>

- ・保育サービス（3歳未満児）の提供割合
20%→38%【利用児童数100万人増（0～5歳）】
（22年度：26%）
- ・放課後児童クラブ（小学1年～3年）の提供割合
19%→60%【登録児童数145万人増】
（22年度：32%）

(2)全国共通で設定が期待される事業項目と目標水準

<全国共通で設定が期待される事業項目と設定方法>

下記の事業については、全国共通に、市区町村単位でニーズ量を把握し、目標事業量を設定することとする。ただし、地域における活用可能な資源の状況等により、今後も実施見込みのない事業については、目標事業量を設定しないことは可能である。その場合、設定しない理由を都道府県に報告することとする。

事業名	目標単位
①通常保育事業	人
②特定保育事業	か所
③延長保育事業	か所
④夜間保育事業	か所
⑤トワイライトステイ事業	か所
⑥休日保育事業	か所
⑦病児・病後児保育事業	か所
⑧放課後児童健全育成事業	か所
⑨地域子育て支援拠点事業(ひろば型、センター型、児童館型)	か所
⑩一時保育(預かり)	か所
⑪ショートステイ事業	か所
⑫ファミリーサポートセンター事業	か所

保育関係のサービスについては、昼間帯(①及び②)と夜間帯(③～⑤)の2グループに分け、潜在ニーズ量を把握し、目標事業量設定の段階で、各市区町村の事業所数等を勘案し、それぞれのサービス毎に分けて設定する。

ショートステイ事業については、市区町村が潜在ニーズを把握し、都道府県に報告。都道府県が広域で調整し、市区町村が目標事業量を設定する。

「職業生活と家庭生活との両立の推進」を目的とした働き方等の見直し(ワーク・ライフ・バランスの実現)に関しては、当該分野における取組が地域によって異なるため、個別事業単位で共通の目標を設定することは難しいと考えられることから、自治体単位で、少なくとも1つ以上の施策レベル単位の目標を設定することが望ましい。

また、社会的養護体制の充実に係る施策については、都道府県において、策定指針に基づき、必要な目標事業量を設定することが望ましい。

事業の目標年は、「潜在的なニーズ量」については、新待機児童ゼロ作戦（以下「新ゼロ作戦」）との整合性を図るため、新ゼロ作戦の最終年である2017（平成29）年の目標とし、足下の事業目標については、後期行動計画の最終年である2014（平成26）年とするが、通常保育と放課後児童健全育成事業については、新ゼロ作戦の集中重点3カ年の最終年である2010（平成22）年も示すこと。

2017年の目標設定にあたっては、ニーズ調査で把握された潜在ニーズ量に、将来の人口動態を加味して設定することが望ましい。

地域子育て支援拠点事業については、後期行動計画の最終年である2014年とする。

なお、目標事業量は、自治体における施策の点検・評価結果により、計画期間中にも見直しがあり得ることに留意する必要がある。

<潜在的なニーズ及びサービス必要量の推計>

先に示した事業の中で、通常保育事業と放課後児童健全育成事業については、以下に示す方法で、潜在的なニーズ量を把握することとする。他の事業についても、可能な限り、同様の方法で把握することが望ましい。

1. 家族類型別サービス利用実態の算出（別紙フロー図参照）

(1) 家族類型の作成（現状・潜在）

「①父母の状況（両親またはひとり親）」と「②親の働き方」をベースに家族類型 A～D を作成。中核市等で、十分な調査客体数を得られる場合は、さらに、「③祖父母による支援」、「④地域・友人の支え合い」の状況を踏まえ、家族類型 B～D の下にさらに細かい類型を設定することにより、より詳細に潜在ニーズ量を把握することが可能となる。

潜在ニーズについては、アンケート調査の「母親の就労希望」に関する項目において、「すぐにでも働きたい」、「1年以内に働きたい」等と答えた人の、希望する働き方（フルタイム・パート）に基づき、推計する。

○ 家族類型設定イメージ図

例：現在働いていないが、すぐにでもあるいは今後1年以内に「フルタイムで働きたい」とする母親が3%、現在パートだが今後「フルタイムで働きたい」とする母親も3%おり、現在働いていないが「今後パートタイムで働きたい」とする母親が8%、「その他」が1%いる場合。

	現状		潜在(希望)	
	現状家庭数	家族類型構成比(%)	潜在家庭数	潜在家族類型構成比(%)
A.ひとり親	500	5.0	(500)	(5.0)
B.フルタイム共働き	1,200	12.0	1,800	18.0
C.フルタイム・パート共働き	1,400	14.0	1,900	19.0
D.専業主婦	6,200	62.0	5,000	50.0
E.その他	700	7.0	800	8.0
計	10,000	100.0	10,000	100.0

※注：Aの類型については、潜在家庭数の推計は行わず、現状家庭数とその構成比をそのまま用いる。

○ ニーズ調査結果からの取りまとめ方法

（別紙の就学前児童用調査票（案）の問番号を例として説明）

①現状家庭数